

平成25年労第490号

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による遺族補償給付及び葬祭料を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人の亡夫（以下「被災者」という。）は、昭和〇年〇月にA会社（以下「会社」という。）に入社し、平成〇年〇月以降、会社B支店（以下「事業所」という。）の工事営業部課長として、営業業務及び工事現場管理業務に従事していた。

被災者は、平成〇年〇月頃からC県D市所在のE新研究所建設計画において事業所がF会社から請負金額6,900万円で受注した空調設備の保温工事（以下「本件工事」という。）の工事現場管理業務に従事していたところ、作業員の確保等に経費がかさみ、平成〇年〇月末で約900万円、同年〇月末で約1,800万円の赤字が生じていた。

被災者は、平成〇年〇月〇日午前9時頃、事業所の会議室において縊死しているところを事業所のG工事営業部次長に発見された。被災者の手帳には、「Eがすべての原因です 追いつめられました つかれました お金、工期、作業員」と記述されていた。

最終的に、本件工事の収入は、請負金額6,900万円と追加分909万円の計7,809万円であり、支出は、約9,900万円で、赤字額は約2,100万円であった。

請求人は、被災者の死亡は業務上の事由によるものであるとして、監督署長に遺族補償給付及び葬祭料を請求したところ、監督署長は、被災者の死亡は業務上

の事由によるものとは認められないとして、これを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

（略）

第3 原処分庁の意見

（略）

第4 争点

本件の争点は、被災者の死亡が業務上の事由によるものと認められるか否かにある。

第5 審査資料

（略）

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会的事実の認定

（略）

2 当審査会の判断

（1）労働局地方労災医員協議会精神障害専門部会（以下「専門部会」という。）

作成の意見書によれば、要旨、被災者は平成〇年〇月頃に I C D—1 0 診断ガイドラインの「F 3 2 うつ病エピソード」を発病し、同年〇月〇日に自殺したが、これは当該精神障害によって、正常な認識、行為選択能力が著しく阻害され、又は自殺行為を思いとどまる精神的な抑制力が著しく阻害されている状態に陥ったことによるものとされている。被災者の症状の経過等に照らすと、当審査会としても専門部会の意見は妥当なものであると判断する。

（2）ところで、精神障害に係る業務上外の判断については、厚生労働省労働基準局長が「心理的負荷による精神障害の認定基準について」（平成23年12月26日付け基発1226第1号。以下「認定基準」という。）を策定しており、当審査会としてもその取扱いを妥当なものと考えことから、以下、認定基準に基づき検討する。

（3）被災者の発病前おおむね6か月間（以下「評価期間」という。）において、

認定基準別表1の「特別な出来事」に該当する出来事は認められない。

(4) 請求代理人は、意見書等において、「新規事業の担当になった」、「ノルマが達成できなかった」、「顧客や取引先から無理な注文を受けた」、「恒常的な長時間労働があった」、「多額の赤字が生じた」という業務による出来事について、いずれも心理的負荷は「強」と評価すべきである旨主張しているので、以下、検討する。

ア「新規事業の担当になった」について

被災者が本件工事の担当となったのは遅くとも平成〇年〇月〇日であり、評価期間以前の出来事であることから、当該出来事を心理的負荷の評価の対象とすることは妥当ではない。

イ「ノルマが達成できなかった」について

本件工事は、平成〇年〇月末の竣工予定日までに終了しており、H専務及びI部長並びにFのJ所長も本件工事の遅延はなかった旨述べていることから、評価期間において、心理的負荷評価表の「ノルマが達成できなかった」に該当するといえるほど本件工事が遅延していたとは認められない。

ウ「顧客や取引先から無理な注文を受けた」について

被災者は、FのJ所長から、「人工計画及び稼働人員評価表」により指示を受け、目標総人工数を変更するなどの対応を行ったことが認められるが、当該目標の変更によって直ちに何らかの負担が生じたとはいえ、当該出来事が業務による心理的負荷評価表の「顧客や取引先から無理な注文を受けた」に該当するとは認められない。

エ「恒常的な長時間労働があった」について

被災者の評価期間中の時間外労働時間数は、1か月当たり23時間44分から46時間45分であり、恒常的長時間労働は認められない。

なお、請求代理人は、被災者は平成〇年〇月上旬から同年〇月上旬の土曜日と日曜日に実技勉強会に参加していたので、その参加時間を時間外労働時間数に含めるべきであると主張しているが、被災者の手帳には被災者が実技勉強会に参加したことを明確に示す記述は認められない。また、仮に被災者が実技勉強会に参加したとして検討しても、実技勉強会への参加は任意であり、会社の業務であったとは認められず、その参加時間を時間外労働時間数に含めることは妥当ではない。

オ「多額の赤字が生じた」について

K社員は「被災者は現場で赤字を出したことがないのが自慢だった」と述べており、被災者の手帳の「自分の命1500万円→2500」、「追いつめられました つかれました お金、工期、作業員」との記述などから、被災者に多額の赤字が生じたことによる心理的負荷があったことが推認される。

しかしながら、当該赤字額約2,100万円は、H専務が、要旨、「大きな損失になるが、会社の倒産を左右するほどの金額ではない」と述べているとおり、会社の第〇期決算（平成〇年〇月〇日現在）の売上高約18億9千5百万円の約1.1%（同決算の事業所の売上高約5億6千3百万円の約3.7%）であり、会社の経営に影響するとまでは認められず、また、H専務は「他の人間がやっても結果は同じだったと思います」、I部長は「被災者に責任はありません。契約したのは私ですのでそういう意味では私に責任はあると思います」と述べており、多額の赤字が生じた原因が被災者にあったとも認められない。

このため、当該出来事は、業務による心理的負荷評価表の「自分の関係する仕事で多額の損失等が生じた」に該当するとみても、その心理的負荷の総合評価は「中」と判断する。

(5) 以上のとおり、評価期間において、強い心理的負荷を伴う業務による出来事は認められないことから、被災者が業務上の事由により精神障害を発病していたとは認められない。

3 以上のとおりであるから、被災者の死亡は業務上の事由によるものとは認められず、したがって、監督署長が請求人に対してした遺族補償給付及び葬祭料を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。